

大田市母子保護等の実施及び費用徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

大田市長 **楯野弘和**

大田市規則第 1 5 号

大田市母子保護等の実施及び費用徴収に関する規則の一部を改正する規則

大田市母子保護等の実施及び費用徴収に関する規則（平成 2 0 年大田市規則第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

別表中「平成 1 1 年 4 月 3 0 日厚生省発児第 8 6 号」を「令和 5 年 5 月 1 0 日こ支家第 4 7 号こども家庭庁長官」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。